

日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書

我が国は、唯一の戦争被爆国であります。「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則は、昭和 53 年衆議院本会議に於いて、昭和 57 年には衆参両院の本会議に於いてこの三原則は国是として承認されました。以来、国家の行動の基本原則として確認され、国際的にも評価されてきました。

令和 3 年、日本国民そして被爆者の長年の悲願である核兵器禁止条約が国連で採択・発効し、その後国連加盟国の多数の国が署名・批准をしております。また昨年、原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しましたことは、大きな励ましになりました。しかし他方では、国際情勢は核兵器の脅威が高まっています。偶発的原因にせよ、一旦核戦争が始まれば、日本の主要都市ばかりでなく世界の主要都市が、広島・長崎のような悲惨な「勝利者なし」の世界となります。長年にわたり、血の滲む思いで「核廃絶」を訴えてきた被爆者は怒り心頭に達し、その心情は察してあまりあると推察するところであります。

ひるがえって、藤枝市は昭和 62 年 12 月非核平和都市宣言をしております。また、政府に対して、核兵器禁止条約に参加・署名・批准するよう市議会として 2 度に亘って意見書を提出しています。

よって本市議会は政府に対して以下を強く要望します。

1. 非核三原則を堅持し、核兵器の廃絶に向け主導的役割を果たすこと。
2. その上で核兵器の非人道的危険性は想像を絶するものであり、「核兵器と人類は絶対に共存できないこと」を国内外に広く訴えること。
3. 全世界の平和と安全のために核兵器禁止条約など国際的枠組みに積極的に参加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

衆議院議長 森 英介 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
内閣総理大臣 高市 早苗 殿
内閣官房長官 木原 稔 殿
総務大臣 林 芳正 殿
外務大臣 茂木 敏充 殿
防衛大臣 小泉 進次郎 殿

藤 枝 市 議 会
議 長 多 田 晃